規定する匿名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百四十条の七十二の十一　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　介護分野の調査研究に関する分析であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名介護保険等関連情報を介護分野の調査研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名介護保険等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第百四十条の七十二の十三に規定する措置が講じられていること。

二　保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名介護保険等関連情報を保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名介護保険等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名介護保険等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　介護の経済性及び効率性に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名介護保険等関連情報を介護の経済性及び効率性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名介護保険等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

（新設）